第40回サービス統計・企業統計部会議事録

- 1 日時 平成25年11月8日(木)15:00~17:04
- 2 場所 経済産業省別館104号会議室
- 3 出席者

(部 会 長) 廣松毅

(委員) 北村行伸、西郷浩

(専門委員) 家泰弘、鷲谷いづみ

(審議協力者) 内閣府、財務省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、 東京都、大阪府

(調査実施者) 総務省統計局統計調査部経済統計課:栗田課長、中島調査官 ほか

(事務局) 内閣府統計委員会担当室:清水政策企画調査官 総務省政策統括官付統計審査官室:山田統計審査官、坂井国際統計企 画官ほか

4 議題 科学技術研究調査の変更について

5 議事録

廣松部会長 まだお見えでない方もおいでですが、定刻ですので、ただ今から第 40 回「サービス統計・企業統計部会」を開催いたします。

私は、本部会の部会長を務めます廣松と申します。よろしくお願い申し上げます。

今回の部会では、10月30日の第69回統計委員会において、総務大臣から諮問されました「科学技術研究調査の変更について」の審議を行います。

今回、審議に御参画いただきます委員及び専門委員につきましては、配布資料の参考1 として「部会委員会等名簿」が配布されております。また、本日御出席いただいている方の一覧は配布資料の最後にございますので、御覧いただければと思います。

では最初に、委員、専門委員、審議協力者として御参画いただく各府省の順で、簡単に自己紹介、御挨拶をお願いいたしたいと思います。

私は、先ほど自己紹介をいたしました、情報セキュリティ大学院大学の廣松と申します。 では、北村委員からお願いいたします。

北村委員 一橋大学経済研究所の北村でございます。よろしくお願いいたします。

西郷委員 早稲田大学の西郷と申します。よろしくお願いいたします。

家専門委員 東京大学物性研究所の家と申します。どうぞよろしくお願いいたします。 廣松部会長 鷲谷委員が御出席の予定でございますが、まだお見えでございませんので、 審議協力者として内閣府の方からお願いいたします。

多田内閣府経済社会総合研究所企画調査課課長補佐 内閣府の国民経済計算部の多田と申します。よろしくお願いいたします。

中畑財務省財務省大臣官房総合政策課係長 財務省、藤原の代理で参りました中畑でございます。よろしくお願いいたします。

野地厚生労働省大臣官房統計情報部雇用・賃金福祉統計課賃金福祉統計室室長 厚生労働省の賃金福祉統計室長の野地でございます。よろしくお願いいたします。

粉川農林水産省統計部(統計調整班)係員 農林水産省、齋藤の代理で参りました粉川 と申します。よろしくお願いいたします。

上野経済産業省大臣官房統計企画室室長 経済産業省の上野といいます。よろしくお願いします。

平沢国土交通省総合政策局情報政策課課長補佐 国土交通省の平沢と申します。よろしくお願いいたします。

中岡大阪府総務部統計課参事 大阪府の中岡でございます。よろしくお願い申し上げます。

本田東京都総務局統計部産業統計課課長補佐 東京都の総務局統計部産業統計課長の代理で出席させていただいております、本田と申します。よろしくお願いいたします。

廣松部会長 どうか委員、専門委員、審議協力者の皆様方の御協力をよろしくお願いい たします。

続いて、事務局及び調査実施者から御挨拶をお願いしたいと思います。

まずは、内閣府統計委員会担当室の方からお願いいたします。

清水内閣府大臣官房統計委員会担当室政策企画調整官 統計委員会担当室政策企画調査官の清水でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

廣松部会長 総務省政策統括官室から御挨拶をお願いいたします。

山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 政策統括官室統計審査官をして おります、山田でございます。よろしくお願い申し上げます。

坂井企画官 同じく政策統括官室で企画官をしております、坂井と申します。よろしく お願いいたします。

木村総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 同じく事務局の木村でございます。よろしくお願いいたします。

川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 同じく事務局の川原と申します。よろしくお願いします。

廣松部会長 続いて、調査実施者の総務省統計局から御挨拶をお願いいたします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 総務省統計局経済統計課長をしております、栗田と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 同じく調査官をしております、中島で

ございます。よろしくお願いいたします。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 同じく経済統計課の科学技術研究調査を担当しております、山本と申します。よろしくお願いします。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 同じくこの調査を担当しております、松本と申します。よろしくお願いいたします。

廣松部会長 ありがとうございました。

本日は、去る 10 月の統計委員会の委員改選後、最初のサービス統計・企業統計部会でございますので、統計委員会令の規定に基づき、本部会の部会長代理を指名させていただきたいと思います。本部会においては、北村委員に引き続き部会長代理をお願いしたいと考えておりますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございます。

それでは、部会長代理は北村委員にお願いをしたいと思いますので、よろしくお願いを 申し上げます。

次に、一言お断りさせていただきますが、本日の部会は 17 時までを予定しておりますが、 予定時間を若干過ぎる場合もあるかと存じます。既に御予定がある委員におかれましては、 御自由に御退席いただければ結構でございます。

続きまして、部会審議の方法について、皆様の御了解を得ておきたいと思います。

統計調査の実施の根拠法であります統計法では、統計調査の計画の承認の基準が定められており、総務省政策統括官室がその基準に則して事前審査をした結果が、資料3の「審査メモ」として示されております。本日は、この「審査メモ」に沿って審議を行いたいと考えておりますので、御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

では、本日の配布資料及び今後の審議スケジュールについて、事務局から説明をお願いいたします。

川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 それでは、御説明申し上げます。

初めに、本日の配布資料でございますが、議事次第にありますとおり、資料 1 から 4 までを準備してございます。また、その後ろに参考資料として参考 1 、 2 をお配りしております。もし不足がございましたら、お申し出ください。

全体の審議スケジュールにつきまして参考2の方に記述をしておりますが、本日は第1回目の部会でございます。まず、諮問の概要を事務局の方から御説明させていただきまして、その後、調査実施者である総務省統計局の方から、調査の目的、概要、変更計画案などを御説明いただき、その後、事務局の方から「審査メモ」を御説明させていただきます。その後「審査メモ」に即して審議の方を進めていただければと考えているところでございます。

第2回目でございますが、11月28日に開催を予定してございます。「審査メモ」は、恐

らく本日の部会だけでは全ては終わらない可能性があろうかと思いますので、残った部分 については、2回目の方で引き続き審議を行っていただきたいと考えております。

また、本日の部会で、もし何らかの宿題があるようでございましたら、それらの御回答などもお願いした上で、その後、答申案の方の御審議をお願いしたいと考えております。

現時点で2回ということで部会の方は想定してございますが、もし2回で終了しなかった場合は、大変恐縮ではございますが、予備日として設定してございます 12月5日に部会を開催させていただく可能性がございますので、御了承ください。

以上の部会審議を経た上で、12月17日に開催予定の統計委員会に諮問案を諮り、答申 を頂きたいと考えております。

なお、審議に当たりましては、統計調査の計画の承認の基準として、統計法で示されている3つの観点、つまり「基幹統計の作成目的に照らした必要性及び十分性の観点」、「統計技術的な合理性及び妥当性の観点」、「他の基幹統計調査との重複の範囲の合理性の観点」を中心に御審議いただきたいと考えておりますので、よろしくお願いいたします。

事務局からは、以上でございます。

廣松部会長 ありがとうございました。

ただ今説明がありましたとおり、一応2回という想定でございますが、もし審議が長引きました場合には3回目を開催することになろうかと思いますけれども、何とぞ御了承を頂ければと思います。

では、本日の議題でございます「科学技術研究調査の変更について」の審議に入りたい と思います。

まず、統計委員会への諮問の概要について、事務局の山田審査官から説明をお願いいたします。

山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは、諮問の概要について 御説明をさせていただきます。

今回、お手元の資料1のとおりでございまして、諮問案件としましては「諮問第60号 科学技術研究調査計画の変更について」ということでございます。私からは、審査を担当する立場から御説明を致します。

通常ですと、調査の概要について御説明差し上げてから、主な変更内容、そして、本部会で御審議いただきたい重点事項について、3点御説明を致すところでございますけれども、本調査につきましては、委員、専門委員の皆様におかれまして、前回、諮問案件の審議に御参加いただいたということでございまして、本調査についてよく御存知かと存じますので、調査の概要の説明については割愛させていただきまして、主な変更内容と本部会で御審議いただきたい重点事項、この2点について御説明をさせていただこうかと思っております。

それでは、説明事項の1点目、主な変更内容でございます。お手元の資料1をおめくりいただきまして、3ページ目をお開きください。

「諮問の概要」のうち、上の方に「2 変更の概要」という見出しがあるかと思います。 こちらを御覧ください。

今回の変更内容は、大きく2点ございます。

1つ目が「(1)報告を求める事項」の変更ということでございます。こちらにつきましては、変更点としまして、後ほど出てまいりますけれども、アから力までの6つの事項がございます。こちらにつきまして、記入者負担の軽減の観点ですとか、明確化を図る観点、女性研究者の支援施策に資する観点、それから、研究開発に関する統計データの収集・分析についての国際基準であります「フラスカチ・マニュアル」というのがございますけれども、これへの対応の観点、あるいは SNA 推計の基礎資料とする観点、それで最後に関連統計調査との整合を図る観点、こういった観点から、報告を求める事項につきまして、追加、削除、統合、分離、独立と、そういった変更を行おうというものでございます。

例えば、アにございますとおり「営業利益高」という調査項目につきましては、他の統計調査から分析可能であること等から、本調査の調査事項からは削除するというもの、あるいはウにありますとおり、女性研究者の内訳を新たに把握しようというもの、さらに、おめくりいただきまして、エにありますとおり、国際基準である「フラスカチ・マニュアル」への対応等の観点から、無形固定資産の購入費や、その内訳としての「うちソフトウェア」の欄を新たに独立して設けようとするものなどでございます。

2つ目が、通しページの5ページ目の上段に「(2)集計事項」の変更というのがございます。これは、先ほど申し上げました「報告を求める事項」の変更に合わせまして、集計事項について変更を行うものなどでございます。

なお、後ほどまたお時間があるときに御覧いただければと思いますけれども「報告を求める事項」ですとか「集計事項」の変更点の詳しい内容につきましては、別途、資料2の3ページから12ページまでに新旧対照表がついてございますので、後ほど御覧いただければ幸いでございます。

続きまして、説明事項の2点目は、本部会で審議をお願いしたい重点事項でございます。 こちらは、5ページの「3 審議すべき重点事項」というところでございまして、大きく 3点ございます。

「(1)前回答申時における今後の課題の検討状況」でございます。これは更に2点ございまして、1点目は「ア 定期的な見直し」ということでございまして、前回答申は平成24年にございましたけれども、そのとき、更にその前の前々回の答申が平成13年であったということがございまして、その間、約10年を経過していたということがございまして、不断の見直しが必要だという指摘がされていたところでございます。

2点目は「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」ということでございます。前回答申時には対応できなかった から までの項目がございまして、その違いにつきまして検討を求めていたものでございます。これらの課題への対応状況、検討状況などについて御検討を願いたいというものでございます。

続きまして、6ページの「(2)報告者負担の増加への対応について」でございます。今回の変更計画では、調査項目が増加するということになっておりますけれども、報告者負担の観点から問題がないかどうかにつきまして、御検討、御確認を願いたいというものでございます。

最後に、同じページの「(3)科学技術に係る統計調査の体系について」でございます。 科学技術研究調査に関連する調査としては、全国イノベーション調査など複数ございます けれども、この科学技術の調査とこれらの統計調査との役割分担ですとか、OECD の科学技 術に関するマニュアルへの対応状況などについて、整理、御検討を願いたいというもので ございます。

私からの説明は、以上でございます。

廣松部会長 ありがとうございました。

続きまして、今回の科学技術研究調査について、その目的、概要、変更計画等につきま して、総務省統計局経済統計課の栗田課長から説明をお願いいたします。

なお、後ほど具体的な変更内容については議論いたしますので、簡潔に御説明いただければと思います。よろしくお願いします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 それでは、説明をさせていただきます。 科学技術研究調査につきましては、我が国における科学技術に関する研究活動の実態を 調査し、科学技術振興に必要な基礎資料を得ることを目的としまして、企業、非営利団体、 公的機関、それから大学、これは学部単位で調査をしておりますけれども、そういった方々 を対象に毎年実施をしている基幹統計調査でございます。昭和 28 年に創設された非常に歴 史の長い調査でございまして、毎年 5 月に実施をして 12 月に公表するという恒例の調査に なっております。

調査事項は、大きな分野としては研究費と研究者数、それから技術貿易といった項目を 聞いておりまして、非常に多岐にわたっております。

なお、公共サービス改革法に基づきまして民間開放の努力も行っておりまして、民間事業者の方から調査票を郵送し、照会ですとか督促対応まで行ってもらいまして、回答は直接総務省に提出をしていただく形で実施をしております。

今般の変更内容でございますが、先ほど統括官室の方からも御紹介がございましたけれども、女性研究者の把握の充実ですとか、それから、研究者の内訳区分の充実といった、いわゆる調査事項の充実を図る一方で、報告者負担等も総合勘案いたしまして、営業利益高を削除するといった内容を考えてございます。後ほど個別に御紹介をさせていただきます。

また、本日、御担当の部会の先生方におかれましては、御承知のとおりでございますけれども、本調査につきましては、2年前にも調査事項等の見直しの御審議を頂いたところでございます。今般、前回、統計委員会から御答申を頂いたときに今後の課題とされた事項等につきまして、検討を行って、改めて御審議をお願いするものでございます。

その中で1点、特にフラスカチ・マニュアルへの対応につきましては、2年前の御審議におきましても、我が方から整合性の確保に努めているという状況を御説明させていただきまして、諸外国と比べた対応状況について、一定の御理解、御評価を頂いたと記憶しているところでございます。今般、改めて研究開発を取り巻く環境の変化を踏まえまして、政策上の必要性や報告者の負担、それから結果の継続性、結果精度の確保などといった観点を総合的に勘案して検討を行ってまいりました。

また、一方におきまして、本調査は、先ほど申し上げましたとおり、研究者や研究費について大変多岐にわたる調査項目を設けているため、今までの御審議におきましても、報告者の記入の負担が重いということがつとに指摘をされてきたところでございます。後ほど紹介します「審査メモ」の方にも入れていただいておりますが、今般の御審議に際しまして、報告者負担の軽減等の観点にも十分な御配慮を頂ければ幸いでございます。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございました。

今、説明にありましたとおり、この調査自体、国内はもちろん、国際的にも大変関心の 高い調査でございまして、その重要性も鑑み、今回いろいろ変更の計画を立てていただい たわけですが、その是非について、委員の皆様方に慎重な御審議を頂ければと思います。

では、調査実施者から今説明いただいた変更等の計画に関して、総務省政策統括官室に おいて事前審査を行った結果について、お手元の資料3の「審査メモ」に基づき、事務局 の山田審査官から説明をお願いいたします。

山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 それでは、お手元の資料3を御覧いただきたいと思います。「審査メモ」について御説明をさせていただきます。

まず「1 調査計画の変更について」でございます。先ほど諮問の概要のところで御説明いたしましたとおり、今回の計画におきましては「報告を求める事項」の変更、それに合わせまして「集計事項」の変更というものを計画されているというところでございます。

まず「(1)報告を求める事項」の変更について御説明いたします。こちらにつきましては、アからカまでの6点が変更されております。順次御説明いたします。

まず「ア 変更事項1」のところでございます。こちらは「営業利益高」というところを削るというものでございます。こちらにつきましては、論点を3点掲げさせていただきました。

「a フラスカチ・マニュアルでは、『営業利益高』の把握について、どのように記述しているか」、「b ユーザーの利活用の面からみて、削除に問題はないか」、「c 他の企業関連統計を利活用した分析手法としてどのようなものを想定しているか」ということで、以上3点を掲げさせていただいたところでございます。

なお、フラスカチ・マニュアルに関します論点につきましては、この後もほぼ共通して 出てまいります。

続きまして「イ 変更事項2」でございます。こちらは研究関係従事者のところの記述

として「主に」というところを「専ら」というものに変更するというものでございます。 こちらにつきまして4点論点を掲げさせていただきました。

aは省かせていただきまして「b 調査票等において、どのように回答するように指示しているか。報告者にとって回答しやすい記述となっているか」、「c 調査項目の名称を変更することにより、調査結果に断層が生じる可能性はないか」、「d 研究者の専従換算値の算出において、今回の変更で影響を受けることはないか」という形で4点掲げさせていただいております。

なお、bの論点につきましては、今回の変更事項と直接関わるものではございませんが、 関連する事項として掲げさせていただいたものでございます。

続きまして「ウ 変更事項3」でございます。こちらは、内訳としまして「うち女性」 というものを入れるという変更の内容でございますけれども、こちらとしましては論点を 2点掲げさせていただいております。

1つ目は「a 今回の改定計画では、転入、転出の研究者の総数の内数として女性研究者の数を把握することとしているが、より詳細な区分で女性研究者の数を把握する必要はないか」、「b 調査票等において、採用・転入研究者、転出研究者の把握対象の範囲についてどのように指示しているか。報告者にとって回答しやすい記述となっているか」ということでございます。この2点でございます。こちらにつきましても、bの方につきましては、関連事項として掲げさせていただいたものでございます。

それから「エ 変更事項4」でございます。これは無形固定資産の購入費、更にその内 訳のソフトウェアを入れるというものでございますけれども、こちらは3点掲げさせてい ただきました。

a は飛ばさせていただきまして「b 無形固定資産の購入費に加えて、ソフトウェアの購入費を特出しで把握する理由は何か」、「c 報告者にとって、無形固定資産の購入費及びソフトウェアの購入費を回答することは可能か」ということでございます。

それから「オ 変更事項 5 」でございます。こちらにつきましては、公的機関あるいは 外国の機関のところにつきまして、調査項目の詳細のところを統合、あるいは分割したと いう内容の変更点でございます。こちらにつきましても変更点が幾つか出ておりますけれ ども、特にりにつきましては「『公的機関』や『公営企業・公庫等』の定義・範囲はどのよ うになっているか。報告者にとってわかりやすい定義・範囲となっているか」というとこ るでございます。

続きまして、変更点の最後「カ 変更事項6」でございます。こちらは「医局員」「その他研究員」というのが統合されたものだったのですが、今回、それを分割しようという変更内容のものでございます。

こちらにつきまして、aは割愛させていただきまして「b 調査票等において、研究者について、どのように回答するよう指示をしているか。報告者にとって回答しやすい記述となっているか」あるいは「c 『医局員』の定義はどのようになっているか」、今回、分

割するということですけれども「d 『医局員』と『その他研究員』に分割するメリットは何か」ということについて御確認いただければということでございます。

続きまして、「(2)集計事項」の論点のところでございます。こちらにつきまして、今回、調査項目の見直しに合わせまして、集計事項について「企業の数、従業者総数、総売上高及び営業利益」となっていたところの「営業利益高」の把握が今回なくなるということで、それに伴いましてそこを落とす形の見直しというのが主な内容でございます。そういったものにつきまして、「国際比較の観点から、他に集計項目の見直しが必要な項目はないか」ということで、今回、論点を1点だけ掲げさせていただいたところでございます。

ここまでが、今回の変更に直接関わる内容ということでございます。

続きまして「2 前回答申時における今後の課題への対応」ということでございます。 先ほど「諮問の概要」のところで御説明いたしましたとおり、前回答申におきましては2 点の指摘がなされているところでございます。

「ア 定期的な見直し」につきましては、論点を2点掲げさせていただいております。

1つ目、aのところでございますけれども「前回答申以降の本調査の見直しに向けた検討状況はどのようになっているか」、bとしまして「文部科学省等の関係府省や日本学術会議等の関係団体との情報の共有化、意見交換の状況はどのようになっているか」という2点を掲げさせていただいたところでございます。

次に「イ フラスカチ・マニュアルへの今後の対応」ということでございます。こちら については3点掲げさせていただいております。

1つ目としまして「a 前回答申において今後の課題として指摘した、上記 ~ の課題について、検討状況はどのようになっているか」、それから「b 今回、対応していない項目がある場合、その理由は何か」、cとしまして「上記の指摘事項以外で、フラスカチ・マニュアルで記述があるものの現時点で対応していない事項はあるか。(女性研究者の専従換算値、研究者の年齢階級別の把握等)ある場合、これまでの検討状況や今後の検討予定はどのようになっているか」という3点でございます。

続きまして「3 報告者負担の増加への対応」ということでございます。こちらについては、aとしまして「調査項目の増加による報告者負担の増加について、これまでどのような検討や負担軽減の対応を行ってきたか」、bとしまして「今後、フラスカチ・マニュアルとの整合性の確保を踏まえた調査項目の見直しについて、どのような方針で検討を行うのか」ということでございます。

それから「4 科学技術に係る統計調査の体系」の観点でございます。こちらにつきましては、2点掲げさせていただいておりまして、後ほど御確認いただければと思いますが、別表というのが後ろの方についてございます。関連の統計調査について整理した表がございます。こちらは、詳しい御審議の際に御説明したいと思いますけれども「a 別表に挙げた統計調査と本調査の役割分担について、これまでどのように整理しているか」ということ、それから「b フラスカチ・マニュアルと関連する OECD のマニュアル(オスロ・マ

ニュアル等)と本調査との関係はどのようになっているか。本調査で整合をとることが必要な OECD のマニュアルはフラスカチ・マニュアル以外にあるか」ということを論点とさせていただいております。

最後、5つ目の論点「5 オンライン調査への対応」ということでございます。

こちらは 2 点論点を掲げさせていただいておりまして「 a これまでのオンラインによる回収率の推移はどのようになっているか」ということ、それから、「経済財政運営と改革の基本方針」いわゆる「骨太の方針」と言われているものでございますけれども「 b 『経済財政運営と改革の基本方針』(平成 25 年 6 月 14 日閣議決定)において、『統計データについては、(略)オンライン調査の徹底を、公的統計の整備に関する新 5 か年計画の策定に反映させ、その推進を図る』とされているが、本調査のオンライン調査の推進に向けた取組はどのようになっているか」という論点を掲げさせていただいたところでございます。

駆け足で恐縮でございますけれども、私からの説明は以上でございます。

廣松部会長 ありがとうございました。

今、この科学技術研究調査全体の目的等、それから、今回の変更の計画に関しての統括 官室としての審査の結果をメモにしたものに関して、全般的な説明を頂きました。

この段階で何か御質問等はございますか。よろしいでしょうか。

それでは、最初に申し上げましたとおり、資料3の「審査メモ」に記載された論点に沿って審議を進めていきたいと思います。

今、説明の中にもありましたとおり、この科学技術研究調査に関しては、統計委員会の席でも委員の方から質問等が出ましたので、そこも含めた形で論点として整理していただいたものでございます。

限られた時間で効率的に御議論を頂くため、この「審査メモ」の記載の論点に沿って、 変更事項ごとにまとめて御議論を頂きたいと思います。

最初に「審査メモ」の1ページ「1 調査計画の変更について」の「(1)報告を求める 事項」「ア 変更事項1」「営業利益高」の削除についてでございます。この点に関しまして、調査実施者の方から説明をお願いいたします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 それでは「ア 変更事項1」について御 説明させていただきます。

本項目につきましては「営業利益高」という項目を削除するということでございまして、まず、aのフラスカチ・マニュアルでの扱いにつきまして回答をしております。フラスカチ・マニュアルでは「営業利益高」の把握に関する記述は特段ございません。

それから、御質問のbのユーザーの利活用の面、それから、分析手法としてほかにどういったものを想定しているかといったところでございますが、そちらにつきましては2以降に書いてございますが、本項目につきましては、お問い合わせセンターというものを設置しておりますけれども、そちらに対して調査事項の必要性を問う照会が大変多いということで、企業にとって忌避感が大変強い調査項目だと考えられるというところがまずござ

います。それから、本項目を削除することによる結果利用への影響について、関係する府省の方に確認をしましたところ、特段の不都合はないということで、結果利用への影響は確認されなかったため、従来、把握はしていたのですけれども、相対的に必要性が低下した調査項目だという認識をしておるところでございます。

また、3でございますが、今般、平成25年1月から事業所母集団データベースの本格運用が始まりまして、データベースで付与される共通コードを活用することによりまして、営業利益高を把握しているほかの企業関係統計との間でデータのリンケージの分析が可能になるという環境が整いました。ですから、このタイミングで、本調査で把握しなくても、今後は同様の分析が可能になると認識をしているところでございます。そういったことを勘案しまして、本項目については削除することとさせていただきました。

以上です。

廣松部会長 今の説明に関しましては、お手元の資料4「総務省統計局提出資料」を御 覧いただければ、今の説明が文章として記述されています。

では、この営業利益高の削除に関しまして、御意見を頂きたいと思いますが、いかがで しょうか。

家専門委員 少し初歩的な質問になるかと思いますけれども、元々これは統計調査票のこの紙面のここに並んでいたものですね。今の御説明で、確かに問合せを受ける方としては、余り答えたくない項目であることはよく理解できるので、削除は結構だと思うのですけれども、元々はどういう趣旨でこれが入っていたということは御説明いただけますか。例えば、企業の規模なんていうのは、資本金とか従業員数で把握できるのだけれども、当初、特に利益高の記載を求めたというのは、何か歴史的なことがもしお分かりでしたら。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 本調査につきましては、昭和 28 年から実施しておりまして、創設の当初からこういった項目を聞いておりました。正直言いまして、どういう検討内容だったかというところまで詳細なものは残っていないのですけれども、結果論からいいますと、利活用という意味では、ネット等でも引用をしている文献がないかなど調べてみたのですけれども、特段見当たらないということで、相対的に必要性が低下していると判断をさせていただいたところでございます。

廣松部会長 よろしいでしょうか。ほかに御質問、御意見はございませんでしょうか。 特に御発言がないようでございますので、それでは、この営業利益高の削除に関しては、 この委員会として御了承いただいたということでよろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、この削除に関しては、お認めいただいたということにしたいと思います。 今、鷲谷専門委員が御到着でございますので、一言御挨拶を頂ければと思います。

鷲谷専門委員 どうも大変遅くなって申し訳ございませんでした。前回の議論に加わらせていただきましたけれども、そのときに議論したことなども取り込まれているようです。

今回も参加させていただきまして、どうもありがとうございました。

廣松部会長 どうかよろしくお願い申し上げます。

鷲谷専門委員 よろしくお願いいたします。

廣松部会長 それでは、最初の論点でございます「営業利益高」の削除に関しては、お 認めいただき、適当とさせていただきたいと思います。

なお、今後、全体の議論の中で関連する議論がでてきた場合には、各事項で議論をした 後でも、それぞれの事項との関連も含めて、再度御意見等を頂くようにしたいと思います。

続きまして、論点の2番目と致しまして「イ 変更事項2」の「研究者」「研究関係従事者」の区分名称の変更についてでございます。

これについて、実施者の方から説明をお願いいたします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 それでは、資料4の2ページの方にお移りください。

「イ 変更事項2」でございますが、まずaのフラスカチ・マニュアルでの記述に関しましては、人員の測定に関して、主たる職務が研究活動である者のみを数えることは過小評価となる一方で、少しでも研究に従事する者全て(実数)を数えることは過大評価になると記載してありまして、実数だけではなくて専従換算(FTE)のデータを把握することの必要性が書かれております。

続きましてり、c、dの論点でございますが、まず、調査票でどのように回答するよう 指示しているのか、回答しやすいのか、それから、名称を変更することによって断層が生 じないのか、それから、専従換算値の算出で影響を受けることはないかというところにつ いて、まとめてページの下の方で回答をさせていただいております。

まず1つ目でございますが、従来の調査票では「主に研究に従事する者」というものを「業務のうち研究関係業務に従事した時間が主である者」として記載しておりまして、その趣旨としては、報告者負担の軽減にも配慮いたしまして、研究におおむね専従している者ということで、実数のみの回答を求めて把握をしていたところでございます。

他方におきまして、研究を兼務する者との関係においては、研究関係業務に従事をした時間が主であるか否かで「主に研究に従事する者」と「研究を兼務する者」に区分をしておりましたが、この点に関しましては「主に研究に従事する者」に研究専従者ではない方が含まれていないか、混在していないかということを御心配する指摘をされたところでございます。今般、指摘を踏まえまして、誤解がなきよう、調査項目の名前を「主に」の部分を「専ら」と言葉を変えまして「専ら研究に従事する者」と変更するものでございます。

なお、「専ら研究に従事する者」といいますのは「研究者のうち、研究関係業務に専ら従 事する者」と調査票等に記載して、変更の趣旨を明確にすることといたします。

また、回答に当たって調査項目の名称変更に伴う問題が生じないのかという観点から、 報告者へヒアリングを行いました。そうしましたところ、全ての方が、従来の「主に研究 に従事する者」の名称でも研究に専従する方という認識で回答していたと答えていただき ましたので、報告者は問題なく回答できていると考えております。

以上のとおり、調査項目の名称変更に伴います報告上の問題は特に生じないと考えられますことから、専従換算値の算出への影響ですとか、調査結果における断層が生じることはないと考えております。

廣松部会長 ありがとうございました。

変更自体は「主に」という言葉を「専ら」という言葉に変えるということだけなのですが、ただ、論点にもございますとおり、それに伴う影響をやはりかなり慎重に考えるべきであろうということで、こういう形で論点として挙げさせていただくと同時に、調査実施者の現時点での考え方を明示していただいた次第でございます。

この点に関して、御質問、御意見はございますか。

北村委員 単語の問題なのですけれども、フラスカチ・マニュアルというか、その質問事項で「主に」という場合と、それから、「専ら」という場合の区別の仕方というか、例えば、それは英語で言えばどうなっているのかとか、ここで「専従換算」と書いてあるのですけれども、「専」と「従」とをどうやって分けるかというところで厳密な定義というのはあるのでしょうか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 フラスカチ・マニュアルにおきましては、研究者の専従換算をとることは求められておりますが、研究に従事する人が専従者であるかどうか、または兼務かどうか、そういった区分でとってくださいといったところまでは、特段、全く記載がない状態です。専従換算がとれればいいということでございます。

北村委員 例えば「専」というのが 50%を 1 %でも超えれば「専」で、49%だったら「従」 だと考えるのか、それとも 100%やるのが「専」でというのはどうでしょうか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 今までの調査票では「主に」という言葉を使っておりましたが、趣旨としては、専従、専ら、100%の実数の1というものを想定しておりました。けれども、それ以外の方も若干含まれているのではないかという御懸念、御心配の御意見がありましたので、「主に」ではなく「専ら」という言葉を用い、専従換算の必要がない、実数でカウントすればいい者だということを明確にしました。兼務者という方が、いわゆる専従換算の考え方で把握をしている者ということになります。

北村委員 すると、この単語を「主」から「専ら」に変えることによって、その問題が 解決できるという見通しがあるということですか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 はい。そのように考えております。 北村委員 分かりました。

廣松部会長 よろしいでしょうか。

家専門委員 文言をこう変えることによって、よりクリアになると思うのですけれども、 一方、これを変えますと、ここにもあるように、今まで「主に研究に従事する者」とカウントされていた者が、一部「研究を兼務する者」の方に移る傾向があるかと想像しなくもないのです。そこで「研究を兼務する者」について、今までの経験では企業とか公的な研 究機関でこの専従換算率は大体平均的にどのぐらいの感じでしょうか。あるいはそれが機関ごとに物すごくばらつくものか。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 最新の 24 年の結果で見ますと、約 9 割という結果が出ております。

家専門委員 兼務そのもので9割という感じなのですか。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 専従換算した研究者数が実数の9割程度になるという意味です。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 また、最初の御質問に関しましては、従来の「主に」という調査票の言葉で回答していただいた報告者の方にヒアリングをしたところ、特に誤解なく、研究に専従していた人を回答していたと答えていただいていますので、紛れ込んでいるということは、余り心配いただかなくて大丈夫だったのかと認識しております。

家専門委員 今、お答えいただいた9割というのは、私の感覚としては随分高いなと思ったのですけれども、大学関係のFTE は今、0.6 でしたか。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 専従換算値を把握しておりますのは、 企業と非営利団体と公的機関になります。

家専門委員 大学の場合は一律にやっていますよね。あれは文部科学省が決めているのはどのぐらいでしたか。60%とかそのぐらいですかね。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 大学等に関しては、文部科学省が別途、調査を実施しており、FTE 係数などを把握しています。

家専門委員 はい。だから、大学の場合は教育が入るからということで、たしか OECD に報告するときには、ある一律を掛けていたと思うのですが。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 大学の場合は、本調査で把握した頭数と文部科学省が調査した換算係数が掛け合わされて報告されています。

家専門委員ですから、この調査とは別の話でありますが。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 本調査で FTE 換算値を公表しております企業と非営利団体につきましては、FTE 換算値が約9割と、研究者が研究にかなり重点を置いているという結果になっています。

家専門委員 分かりました。

廣松部会長 どうぞ。

鷲谷専門委員 先ほど北村委員が質問されたことですけれども、英語に直すということも考えておく必要があると思うのですが、「主な」というときは「mainly」で、「専ら」だと「predominantly」という副詞を使うのでしょうか。これから検討されるのですか。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 調査を実施する上で、英文の調査票がないと困るという意見はなく、日本語の調査票だけで対応できていますので、英文調査票を用意して表記を工夫するということは今のところ考えていません。

鷲谷専門委員 そうですね。結果を公表するときに、どういう質問の仕方をしたかということも、国際的な観点からは必要になるのではないかと思うのですが、今はその検討は特にされていないのですか。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 報告書については、日本語と英文を併記しておりますので、該当の部分について適切になるようにしたいと思います。

鷲谷専門委員 分かりました。

廣松部会長 よろしいですか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 誤解なきよう伝わるように、英文の報告 書の方もきちんと精査をさせていただきます。

北村委員 ただ、フラスカチ・マニュアルに基づいて英語圏で調査をした場合に、どういう聞き方をしているということなのですか。ほかの国の調査で、これと似たような統計をとる場合に、どういう単語を使って質問をしているかというのは分かりますか。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 それは承知しておりません。この「主に」や「専ら」と「兼務」と分けて調査をする方法は、我々がより正確な専従換算値の回答を得られると判断して選択したものであって、フラスカチ・マニュアルには頭数と専従換算値の両方を報告してくださいということだけしか書いてありません。ですので、他の国がこの方法を選んでいるとは必ずしも限らないと思います。

北村委員 いや、そういうわけではなくて、ほかの国はどう調べているのかというのは 分からないのですか。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 承知しておりません。

廣松部会長 今の点、もしできたら、英語のものでいいだろうと思いますが、外国では どういう調査票の設計になっていて、そこでどういう言葉を使っているか、次回までに調 べていただければと思いますが、よろしいでしょうか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 我が国と同じ方法で調べているところが あるかどうか分かりませんけれども、できる範囲で調べさせていただきます。

廣松部会長 では、よろしくお願いをいたします。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 先ほど大学の FTE 換算値は持ち合わせていないと申し上げましたが、今、調べましたところ、教員全体として約 36%という結果が出ております。

廣松部会長 その点は、いろいろまた議論が出てくるかと思いますが、文部科学省の方で調査をなさった結果として、今、御紹介があったような数値、FTE 換算率を使っているということだと思います。

今、調査実施者からの回答に関しては、bの「報告者にとって回答しやすい記述となっているかどうか」が一番のポイントだろうと思いますが、先ほどの回答の中で、幾つかヒアリングをした限り、こういう変更に伴う大きな断層は生じないだろうという判断であったように思います。これに関して何かほかに御意見はございますか。よろしいでしょうか。

家専門委員 済みません。これは「研究を兼務する者」に書いたところに、例えば、90%、 残りの 10%は研究事務その他の関係の仕事の場合に、実数としては両方に書くことになる のでしょうか。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 「研究を兼務する者」に実数を記入します。

家専門委員 そこは、答える方としてはどこを見ればそういうことが分かるのでしょうか。 つまり、実数でダブルカウントはしないということについてですが。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 調査票の3ページのところに研究者を聞くところがございますけれども、「専ら研究に従事をする者」という方、これが研究100%ということですが、ここに人数だけを書いて、換算は特にしておりません。

家専門委員 いや、私の質問は、例えば、研究を 50% やっていて、残りの 50% が研究の 事務という別の項目に該当する場合はどうかということです。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 そういう方につきましては、「研究を兼務する者」の方にまず何人かという人数を書いていただいて、換算値、案分した値を合わせて御回答いただくことになります。

家専門委員 いやいや、答える方がですね。その場合に、それはそこでよくて、別の項目に、やはりその人は残りの 50% はやっているのだから、そっちにも実数として書くことはありませんかというのが質問です。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 その点につきましては、調査票の中で「研究事務その他の関係者」のところに明示してあるのですが、研究経歴のある者は研究者に含めるように記入をお願いしておりまして、基本的に研究者の要件に当てはまる人は、研究者として捉えるようにしております。

家専門委員 分かりました。この調査票に回答する人は、それで理解できているかどうかということが質問だったのですが。

廣松部会長 多分今の御質問は、FTE で専従率を掛けた後、残りのものはどこかに、この調査票上出てくるのかということだろうと思いますが。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 出てきません。

家専門委員 そうすると、この項目の案分した値、研究関連業務に従事した割合で案分した値というところがありますけれども、例えば、ある方が50%研究に従事して、残りの50%を研究事務その他の業務に従事した場合に、その残りの50%というのは、この調査からはどこにも出てこないということですね。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官はい。そういうことになります。

廣松部会長 以上のような設計ですが、いかがですか。この研究者の数え方というのは、 大変難しいところがあります。 先ほどお願いをしましたが、 国際的に見たときに必ずしも 全て統一されているわけではないかもしれません。 しかし、少なくともこの科学技術研究 調査では、科学技術の研究に従事しているというところにウエートがあって、残りの部分 はここではカウントしないという基本原則になっているようです。

家専門委員 統計の実際の方法は理解しました。私の質問した理由は、例えば、研究補助者の人数というのもマクロな統計として把握するわけですね。例えば、ある人が半分研究をやって、半分は研究補助的な役割をしていたときに、その残りの 50% はこの統計だと把握できていないということになる。だから、それはそういうものとして統計を見なければいけないということを理解したかったのです。

廣松部会長 現時点というか、これまでの調査の方法はそういう考え方に基づいて調査 をしてきたということでございます。

家専門委員 やり方がいけないとか、いいとか言っているわけではなくて、統計で何が 入っていて、何が入っていないかということを理解したいということでした。

廣松部会長 ほかに御質問、御意見はございませんか。

今まで幾つか御質問、御意見を頂きましたが、数え方は、先ほど調査実施者から説明のあった原則に基づいて統計を取ってきた。その考え方自体に関しては、いろいろ御意見もあろうかと思いますが、今回の変更は、表現として「主に研究に従事している者」から「専ら研究に従事している者」と変更するというものでございますが、この変更そのものに関してはいかがでしょうか。特に御反対はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、この点に関しては、先ほど調査実施者の方にお願いを致しましたとおり、ほかの国がどういう形でとっているのか、それから、その英語の表現等を調べていただくということに致しまして、この変更自体に関しては適当であると御判断いただいたということにしたいと思いますが、よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、この2番目の論点でございます研究関係従事者の区分名称の変更に関しては、 適当と御判断いただいたとさせていただきます。

それでは、3番目の変更事項でございますが、報告を求める事項のうち、採用・転入研究者数の中で女性研究者の数を把握するということに関しての変更でございます。

では、調査実施者の方から説明をお願いいたします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 資料3ページを御覧ください。

まず、aでございますが、今回の改定計画よりも、より詳細な区分で女性研究者の数を 把握する必要はないかという論点につきまして、説明させていただきます。

今回の項目は、1年間の異動の総数、フローに関する報告を求めるものでございまして、 女性の内訳をとらず総数のみを調査する現在の項目でも、従来から回答の負担が大きいと 報告者の方から指摘をされていたところでございます。

本項目における女性研究者の把握につきましては、詳細な区分で把握をするということ

になりますと、更なる負担が増大をするということで、結果の精度を確保することが難しくなるといったことが想定されます。また、関係府省の方から要請があった行政のニーズについて要望を受けたデータというものが、今回変更を予定しています「新規採用者」と「転入研究者」及び「転出研究者」、この3項目だったということを勘案しまして、当該3区分で女性の研究者数を把握することとさせていただきたいとしております。

それから、論点の b でございますが、こちらは先ほど変更事項ではなくて関連事項ということで御紹介いただいたところでございまして、調査票等において「採用・転入研究者」「転出研究者」の把握範囲をどのように指示をしているのか、それが回答しやすい記述になっているかということでございます。回答としましては、調査票では採用・転入研究者、それから転出研究者ともに、調査対象期間、これは前年の 4 月から調査年の 3 月までですけれども、この期間の異動について回答してくださいと記載しておりまして、並びに「調査票記入上の注意」で詳細に定義を記載しております。その記載内容は、下の方に書かれているとおりでございます。

それから、本項目への回答に関する照会があった場合には「調査票記入上の注意」など を用いて解説をさせていただいて、御理解を頂いてから特段問題なく回答していただいて いると認識をしております。

なお、これらの定義は、雇用の動向を把握する統計調査と、基本的には採用・転入研究者、それから転出研究者という区分でとるというところに関しては一致しております。

廣松部会長 ありがとうございました。

論点のうち、aは、今回はフローの部分に関してのみ、女性研究者の数を把握するというものでございます。bに関しては、これは先ほども御紹介いたしましたとおり、統計委員会の席で、委員長から御質問があり、現状どういう形で記入の手引き等に記述されているかということに関して説明をいただいたものでございます。

それでは、この論点に関しまして御質問、御意見を頂きたいと思います。いかがでしょうか。

この点は、御存知のとおり、現在の政権が男女共同参画を大変重要視されていることで もありますので、こういう形で女性研究者の数を把握するということは、一部それに応え るものであろうと思います。

鷲谷専門委員 フローだけに限定することの理由が、負担ということになっているようですけれども、パーセンテージの計画などが分野ごとに決まっていたりもしますので、そういう政策と関連されるとしたら、主として従事する者の実数などが出ると、とても利用しやすいものになるのではないかと思うのですが、その1つだけ実数を加えるということは難しいでしょうか、負担の面から。分野ごとに30%を女性研究者にとか、現状とどのぐらい差があるかということが見えるといいと思うのですね。フローの方は、今、それに向かってどう動きつつあるかということを把握する上で、採用者とか、とても意義のあるデータになると思うのですが、現状がどうなっているかを一目で分かるようなデータはある

のですか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 資料 2 の 27 ページのところで、ストックの研究者数のうち、女性の内訳を聞かせていただいています。

鷲谷専門委員 分かりました。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 それに加えてフローである採用・転入研 究者数の内訳を追加したいというのが今回の変更の内容です。前提の説明が漏れていまし て、恐縮です。

鷲谷専門委員 そうですか。では、負担が増えるので今回はそこまで考えないという、 それはどういうことになるのでしょうか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 28 ページ目のところの「うち女性」を取るというところは、新規採用者数、転入研究者数、転出研究者数の3項目ですが、それ以外の内訳のところも全部書いてもらうのは、負担面やニーズを考え、差し控えたいということです。

鷲谷専門委員 分かりました。調査票の下の方に関してはということですね。しっかり 見ていなかったので、どうも失礼いたしました。

西郷委員 済みません。女性のというわけではないのですけれども、新規採用と転入というのは、前職があるかないかで区別しているわけですか。調査票でいいますと、資料2の通し番号で28ページの4面というところで、新規採用者と転入者で、今の論点は「うち女性」というのを新しく付け加えることになりましたということなのですけれども、そもそもその新規採用と転入がどう区別されているのか。ここに書いてあるのですね。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 最終学歴修了後に1年を超える期間の契約で正規職員として働いた経験の有無によって、転入研究者か新規採用者に区別をしています。

西郷委員 なるほど。例えば、一旦社会に出てから大学院の方に戻って研究をして、また新たに採用された場合には、どちらに入るのですか。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 正規職員として1年を超える期間の 契約で働いた経験の有無により判断します。

西郷委員 そうですか。紛れがなければ構わないです。分かりました。ありがとうございます。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 「記入上の注意」にはその旨記載してあります。

西郷委員 分かりました。はい。

家専門委員 よろしいですか。関連して今のことなのですけれども、大学関係の調査では、博士課程の在籍者は研究者に入れていますよね。そうすると、それはどうなりますか。 例えば、普通、ドクターをとって企業に就職したら、これは新規採用と回答する方はカウントすると思うのですけれども、この統計の趣旨としては、研究者が転入したという解釈

になるのですか。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 正確に言いますと、大学における調査の場合、採用ですとか転入、あるいは転出した研究者の中に、博士課程の学生さんは除外してカウントするようにしております。今の御質問は、恐らく博士課程の学生さんがほかの企業に入った場合に、どう記入するか。

家専門委員 ええ。つまり、この調査票の説明では「『採用・転入研究者』とは『研究関係従事者』の『研究者』にあたる者で外部から加わった者をいいます」と書いてあるので、 そこは案外差がないのかなと思ったのですが。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 企業の方できちんと研究者として迎え入れているのであれば、カウントされることになります。

家専門委員 そこは回答者の解釈によるということですか。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 そうですね。それと、大学等においては、 博士課程の在籍者を研究者として捉えていますが、修士課程が終わってそのまま博士課程 に進んできた方について、それを大学の中で新規あるいは転入研究者という捉え方はしな いようにしております。

川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 済みません。事務局から念のため、今の家先生の御指摘ですと、恐らく大学の調査だと、博士課程の方は研究者としてカウントされている。そういう前職があって会社に就職した場合、新規なのか、それとも研究者として大学院の博士課程での研究の従事の過程が仮にカウントされているのであれば、そこから企業に入った場合に転入に入るのかどうか、恐らくそういう御趣旨もあるのかなと思ったのですけれども、今の御説明ですと、前1年間の間に研究者としての実務のようなものがあって、そこから企業に入ってきた場合にどう扱うか。新規というのは、全くその1年間に何もないという御説明になると、例えば、大学院の方で研究をされていた方が企業に入ってきた場合、どっちに行くのかなというのが、お話を両方から聞いていて思ったのですが。

家専門委員 つまり、今、大学の博士課程だと、かなりの数が RA だとか、あるいは日本 学術振興会の特別研究員だとか、何らかの形で研究に対する対価をもらって、ある種プロ フェッショナルとしてやっているわけですね。

廣松部会長 私が理解しましたのは、その場合でも、あくまでこの調査票をもらった組織にとって新規か転入かということだろうと思います。大学で博士課程後期課程の院生に関しては、大学の調査票では研究者として捉えているわけですが、その院生が企業に移った場合には、今度は企業の方の調査票の対象となって、そのときの入社の仕方によって、転入なのか新規なのかは分かれるのだろうと思いますが。そこは明確に区別されているわけですね。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 はい。今、部会長のおっしゃった考え方で調査しております。

廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

家専門委員 もう一つ、今のテーマとは直接は関係ないのですけれども、女性の数の把握という意味で御質問させていただきたいのは、大学関係でいわゆる非常勤講師は研究以外の業務に従事する従業者の方にカウントするということになっていますけれども、そこには女性の数は把握しないような形になっていますけれども、そこはよろしいのでしょうか。そういう要望はないのでしょうか。大学関係の調査票丙の2面の研究者云々のところがあって、いわゆる非常勤講師は、その下の別の「研究以外の業務に従事する従業者」のところに書けとなっていますね。そこは特に女性の内数を求めていないのですが。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 研究以外の業務に従事する従業者の女性については、把握しておりません。

家専門委員 そこは特にこれまで議論はなかったと。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 ニーズを把握している中では、こちらに 関する要望というのは特段承っていないところです。

北村委員 ただ、わざわざここだけ女性を外すという理由はあるのですか。

家専門委員 これの女性の内数を入れ出したのは、いつ頃からですか。

廣松部会長 それは調べていただくことにします。

家専門委員 済みません。直接関係ない話で申し訳ございません。

廣松部会長 今、家専門委員の方から御指摘があったのは、資料2の50ページのところですね。調査票丙の大学のうちの50ページの「研究以外の業務に従事する従業者」に、ここには「講義専門の非常勤教職員」が含まれることになりますが、その女性の内訳は取らなくていいのかという御質問だと思いますが。

これは全く新しい問題提起でございますので、「研究以外の業務に従事する従業者」の女性の内訳については次回の宿題とさせていただくこととにします。もしそれをするとするならば、現在の定義だと、「研究以外の業務に従事する従業者」の中には「講義専門の非常勤教職員」以外の人も含まれています。「講義専門の非常勤教職員」のうちの女性の割合を取ろうとすると、そこをさらに分割しなければいけないことになりますが、その点も含めて、次回までに可能かどうか御検討を頂きたいと思いますが、いかがですか。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 それは「講義専門の非常勤教職員」の女性を把握するニーズがあるということでしょうか。

廣松部会長 それはいかがでしょうか。

家専門委員 分野によると思いますけれども、人文系などで。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 この調査では、講義専門の方は研究者ではないとの整理をしておりまして、そうなってきますと、きちんと確認しているわけではありませんが、もしかしたら、学校基本調査の調査項目と重複してしまうのではないのかなという気がしているのですが。

家専門委員 別途把握できているということなら、それで結構です。

廣松部会長 では、その点も含めて、次回までに対応をまとめて頂ければと思います。 栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 いずれにしましても、今回の変更事項で あります採用・転入研究者数と転出研究者数について、女性の内訳を取るということとは 全く違う別の観点で御指摘を頂いたと認識しておりますので、改めてほかの調査等で取っ ているものがないかというところを含めまして、調べて御報告をさせていただきます。

廣松部会長 はい。お願いいたします。

今、新たな要望が出ましたが、とりあえずこの「変更事項3」の採用・転入研究者の中に女性を取るということ、それから、それと関連して、51ページのところで、これは大学票でございますが、新規と転入のその部分だけで、転入のうちの細かい会社、非営利団体、公的機関、大学等その他の細分に関しては、今回は取らないという、変更に関してはよろしいでしょうか。

特に御異議はございませんか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長では、これに関しても適当とお認めいただいたということにしたいと思います。

続きまして「変更事項4」でございます。これは、社内で使用した研究費の内訳区分の変更について。具体的には、調査票でいいますと調査票甲(企業A) 資料2の29ページの「【8】社内で使用した研究費を記入してください」という、その欄の真ん中より少し下のところに無形固定資産の購入費というのがございますが、今回はその中で、内訳として「うちソフトウェア」という形でとるという計画です。

山田総務省政策統括官(統計基準担当)付統計審査官 「その他の経費」を分割して無形固定資産がまず独立し、更に「うちソフトウェア」を内訳としてとるというものです。

廣松部会長 失礼しました。従来「その他」の経費の中に入っていた無形固定資産を独立させた上で、その中のソフトウェアを内訳としてとるという変更でございます。これに関して、まず、実施者の方から説明をお願いします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 今、部会長に御紹介いただきました 29 ページで御覧いただきますと、真ん中から少し下のところにある「その他の経費」というところの中で、皆一緒に把握をしておりました無形固定資産の購入費、その内訳としての「うちソフトウェア」というところを、特出しで 2 つ追加をするという形で変更するということに関して、説明をさせていただきます。

資料4は4ページにお移りいただきまして、まずaとしてフラスカチ・マニュアルの方での記載ぶり、それから、bとして無形固定資産の購入費に加えてソフトウェアの購入費を特出しで把握する理由は何かという点でございますが、こちらに関しまして、まず回答の方で、フラスカチ・マニュアルでは、R&Dプログラムに係る固定資産に係る年間総支出について、有形・無形といった区分はしておらず、「土地及び建物」、それから「計器及び装置」及び「コンピュータ・ソフトウェア」という3区分を挙げております。

科学技術研究調査につきましては、「土地及び建物」と「計器及び装置」につきましては、 資料2の29ページで見ますと、有形固定資産の購入費という四つ目のところの内訳の「土 地・建物など」と「機械・器具・装置など」というところで、もう既に内訳としてとって おりまして、ソフトウェアについては、先ほど申し上げたように、「その他の経費」という 一番下のバスケットクローズの項目で全部含めて把握をしておりました。

また、国民経済計算におきましては、コンピュータ・ソフトウェアは無形固定資産に計上されているということも考慮しまして、フラスカチ・マニュアルだけではなく、国民経済計算との整合性の観点からも、ソフトウェアの購入費を特出しで把握をすることとしたいと考えております。

論点のcで、報告者がこのような項目を回答することは可能かという御質問に対する回答でございますが、こちらに関しては、公認会計士協会の方で出している実務指針がございまして、こちらの指針においては、自社利用のソフトウェアの資産計上について、将来の収益獲得または費用削減が確実であると認められる場合は、無形固定資産に計上しなさいということとなっておりまして、指針に基づいて資産計上している企業は特段問題なく回答できるのではないかと考えておるところでございます。

また、併せて、調査を実施するに当たりまして、無形固定資産の購入費、それから、内 訳としてのソフトウェアの購入費の定義が報告者の方にきちんと正確に理解できるように、 「調査票記入上の注意」におきまして、例えば、ソフトウェアの場合ですと、購入したソ フトウェアの本体ではなくて設定とか仕様の修正にかかる費用はソフトウェアの購入費に 入れてくださいという例示を記載するなど、説明内容をきちんと工夫することとしたいと 考えております。

廣松部会長 ありがとうございました。

この点に関しまして、御質問はありますか。

鷲谷専門委員 有形固定資産の購入費と無形固定資産の購入費という両方ができて、その内訳が並べられて、比べてみますと、有形の方は「その他の有形固定資産」というのが入っておりますが、無形の方はそれがありません。それで、もしかすると、有形の方のその他というのは、全体から「土地・建物など」と「機械・器具・装置など」を引いたものがその他になるのではないかと思うのですが、それだとすると、少し冗長性があるような気がするのですけれども、有形だけがその他が必要で、無形はないというのが。両方なくてもいいのかなと。ただ、その中身について記述したいがゆえに、わざわざその他というのを残していらっしゃるのかなという解釈もできなくはないのですけれども、両方、できたら同じような内訳になっていた方がいいような気がするのですが。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 今回の変更内容としましては、無形固定 資産の購入費の把握を少し充実してほしいという要請に応えるものでございます。かつ、 有形固定資産の購入費につきましては、従前からその他というところを入れて調査をして いたということでございます。例えば、どういったものが入ってくるかと申し上げますと、 建設の仮勘定ですとか、固定資産として扱える動植物です。

鷲谷専門委員 それは分かるのですけれども、その他というのは、全体から上の2つの特別に挙げているものを除いたものだとしたら、お聞きしなくても、すぐ簡単に求められるのでは。

西郷委員 内数表示とそうではないものが混在することになってしまったので、それが どうかという御質問だと思うのですが。

鷲谷専門委員 そうですね。こうやって並んでみると、統一がとれていない印象も与えてしまうので、「その他」は有形の方になくてはならないものなのでしょうか。「その他」にはこういうものが入りますということを記述することがとても必要なので、そのことを強調するために項目として残すということはあるかもしれませんが。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 報告者には、悉皆で毎年答えていただいている方も多い調査でありまして、無形の方で負担が若干増えるということに鑑みまして、有形の方はいじらないようにという考え方で整理をしていたところなのですが、先生の御指摘いただいた趣旨は理解をしているつもりでありますけれども、内数表示に有形固定資産のところを変更することによって、また混乱というか、記入のしにくさといったものがあるかというところも考えまして、今回、提示をさせていただいているところです。

廣松部会長 その場合、無形固定資産の方に「その他」という、バスケット項目を、入れる必要はないかという御質問だと思いますが。

鷲谷専門委員 逆に、両方取った方がいいのではないかと。負担を減らして冗長的なと ころを除くという観点から、なくても。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 「その他の有形固定資産」の中には、建設仮勘定という、報告者にとって、回答誤りを起こしやすい概念があります。それを、内訳区分を設けず総額の中で処理してしまいますと、回答誤りか否かの確認ができず、正確な審査ができなくなります。そこで、建設仮勘定の値を「その他の有形固定資産」に回答いただければ、正確な統計の作成に資するという趣旨で、あえて設定させていただいているものです。御理解いただければと思います。

鷲谷専門委員 そうですね。

廣松部会長 では、有形固定資産の方はこのまま残すとして、無形固定資産の方のソフトウェア以外はどういたしますか。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 我々が実施したヒアリングなどの情報によりますと、無形固定資産のほとんどがソフトウェアで占められるという感触を得ておりますので、更に内訳区分を設ける必要はないものと理解しております。

鷲谷専門委員 例示自体が難しいですね。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 はい。ソフトウェア以外に何があるかというと、まったくないわけではありませんが、無形固定資産は、有形固定資産に比べ内訳区分を設ける必要がないと理解しております。

家専門委員 有形の方で「その他の有形固定資産」という項目があると、この3つを合計したものが合っていないとおかしいわけなのですけれども、そこは仮に違っていても、 気にはしていないのですか、チェックしていないのですか。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 審査において誤りを発見した場合は、報告者に照会をするなどして対応しております。

廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 済みません。事務局から質問します。先ほどの鷲谷先生の質問と関連するのですけれども、無形固定資産については、例えば、研究開発に有効な特許権とか、そういったものが含まれる可能性があると思うのですが、そこのところを外された理由というのは特にあるのでしょうか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 特許権という項目でとっていないのはなぜですかという質問ですね。

坂井総務省政策統括官付国際統計企画官 そういうことですね。無形固定資産の研究開発という観点から、当然、特許権が入ってくると思いまして、これについて特出ししなく て問題ないとのことでよいですか。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 今、ソフトウェアのところの御要請があり、ソフトウェアは大きい部分ですのでまず取るということですけれども、特許権についてはそれ以外のところで書いていただくことになります。

坂井企画官 一応、分かりました。

廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

この点は SNA との関係では、 R & D の資本化と直接関係する部分だと思いますが、何か内閣府の方から御意見はございますか。

多田内閣府経済社会総合研究所企画調査課課長補佐 ありがとうございます。意見というほどではないのですけれども、今回、ソフトウェアということで特出しをしていただきまして、私ども、今、御紹介がありましたように「2008SNA」という国際マニュアルに 2016年度までに準拠することを目指し、今、正にその検討作業をしているわけでございます。R&Dの資本化というのは「2008SNA」の対応という中で最もインパクトの大きい、特にGDPという観点で最もインパクトの大きいところでございまして、その観点から、できるだけ精度の高い推計というものをしていきたいと思っていまして、そういう中でソフトウェアということをこういう形で特出ししていただくということは、非常に私どもとしてはありがたいと考えております。

もう少しだけ具体的に申し上げますと、R&Dの産出額あるいは投資額といったものを計算するときに、それに掛かったコストの積上げで計算するとなっていまして、諸外国もそういう形でやっているわけですけれども、その際には人件費あるいは原材料費あるいはその他の経費、そういったものを積み上げて、あと減価償却に該当するようなものを積み上げるということですけれども、固定資産の購入額というのは含まない形でございます。

むしろ減価償却ということをコストとして積み上げていくということでございまして、そういった観点でこのソフトウェアというものをきちんと、その他の経費から外していただくということによって、R&Dの産出というのをより正確に計測することができるのではないかと考えております。

廣松部会長 どうもありがとうございました。

ほかに、この無形固定資産の購入費をその他から切り離し、かつ、その内訳としてソフトウェアを取るという変更に関しまして、よろしいでしょうか。

先ほど鷲谷先生の方から御指摘があった、無形固定資産のうち、ソフトウェア以外のものに関して、明記する必要性が出てくれば、改めてその時点でそれを特掲していただくということにして、とりあえず今回のこの計画に関しては、特に御異論はございませんか。よろしいでしょうか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、今、内閣府の方からも、R&Dの資本化の推計に関して、有用であると御意見を頂きましたので、この変更に関しては適当であると結論付けたいと思います。

続きまして、変更事項の5で「社外(外部)から受け入れた研究費」及び「社外へ支出した研究費」の内訳区分の変更についてでございます。

では、この点に関しまして、実施者の方から説明をお願いいたします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 資料4の5ページ、6ページ目をお開き ください。

まずaでございますが、フラスカチ・マニュアルでどのような記載がなされているかというところに対する回答を下に書いてございます。

マニュアルにおきまして「社外(外部)から受け入れた研究費」については「資金源」 それから「社外(外部)へ支出した研究費」については「組織外支出」ということで、それぞれ下に表にしてございますけれども、表に書いてある区分で識別をするということを 提唱しております。企業部門、政府部門、民間非営利部門、高等教育部門、国外という部門ごとに、それぞれ内訳区分が設けられています。

それから、6ページ目にお移りいただきまして、bは、「『公的機関』や『公営企業・公庫等』の定義・範囲はどのようになっているか。報告者にとって分かりやすい定義・範囲となっているか」、cが「『外国』の3区分(会社、大学、その他)は、フラスカチ・マニュアルとの整合性が確保されているか」という御質問でございます。

まず回答1にありますとおり、「公的機関」の定義・範囲については、従来とは変わって ございません。

下に対応表を付けてございますけれども、左側が「社外(外部)から受け入れた研究費」、 右側が「社外(外部)へ支出した研究費」で、それぞれ従来区分をどのように新しい区分 に変えたかというのを矢印で対応が分かるように整理をさせていただいております。 公的機関につきましては、いずれもその定義や範囲は変わっておらず、内訳の区分の整理・統合を今回させていただきました。

「公営企業・公庫等」につきましては、公的機関の中で、従来「その他」というところと「公庫等」というところで把握をしていたものを、今般、整理・統合したものでございます。

どういった組織が該当するかと申し上げますと、「その他」の区分では、上水道・簡易水道・工業用水道事業、交通事業、電気事業、ガス事業、下水道事業といった公営事業を営む組織となっております。

一方、「公庫等」の区分は、住宅金融支援機構、沖縄振興開発金融公庫など、産業連関表において「産業」に分類されている法人になっております。この部分は、従来、フラスカチ・マニュアルよりも詳細な把握になっておりましたので、今回、整理・統合しております。

なお、「公的機関」及び「公営企業・公庫等」に該当する組織については、従来から「調査票記入上の注意」に一覧表を付けておりましたけれども、変更後のものもきちんと記載をいたしまして、報告者が誤解なく回答できるように対応したいと考えております。

一方、「外国」の区分でございますが、こちらは従来、全体を1区分で把握していたところでございますが、関係府省の方から産学連携に関する評価に資するデータの要望があったという一方におきまして、我が国の研究費における外国からの資金の割合は高くなく、23年度実績で0.4%しかないといった両面の事情がある中で、フラスカチ・マニュアルとの整合性に留意をしまして、当該施策で必要とされるデータとしては、「会社」、「大学」、「その他」という3区分で把握をすることとしたものでございます。

全体としては、フラスカチ・マニュアルよりも詳細にとっていた「公的機関」の内訳の 区分を一部整理・統合し、「外国」の区分を3区分に分割する内容になっています。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございました。

この受入れ及び支出に関する研究費の内訳区分の変更に関して、いかがでしょうか。資料4の6ページのところに、従来の区分と今回の区分との違いを図示して頂いておりますが、そこが一番分かりやすいかと思います。それと、5ページにございますフラスカチ・マニュアルとの対比も参照していただきながら、この変更に関して御意見をいただければと思いますが、いかがでしょうか。

鷲谷専門委員 質問をさせていただきたいのですけれども、公的機関と外国には「その他」という項目がありますが、公的機関にも外国にも該当しない「その他」というのがなくても大丈夫なのでしょうか。

中島総務省統計局統計調査部経済統計課調査官 これまでの調査において、報告者や審査担当から、そこに「その他」を設けなくても正確な回答、集計ができていると伺っておりますので、大丈夫かと思います。

廣松部会長 よろしいでしょうか。

鷲谷専門委員 はい。

廣松部会長 ほかにいかがでしょうか。

これも将来的には、フラスカチ・マニュアルにありますとおり、「外国」のところをもう少し細かく区分する必要が出てくるのかもしれませんが、大体外国の割合というのは0.4%程度という現状のようでございますので、とりあえず「会社」「大学」「その他」という3つに分けるという計画案でございますが、よろしいでしょうか。

特に御意見ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長 それでは、この変更事項 5 に関しまして、すなわち、「社外(外部)から受け入れた研究費」及び「社外(外部)へ支出した研究費」の内訳区分の変更については、適当と御判断いただいたことにしたいと思います。

では、続きまして、変更事項の6、これは大学票でございますが、研究者の内訳区分の 変更について、これについて説明をお願いいたします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 資料4の7ページを御覧ください。

まずaのフラスカチ・マニュアルについてどのように定めているかというご質問に対しましては、フラスカチ・マニュアルでは当該項目に係る具体的なカテゴリーに関する記述はございませんというのが回答でございます。

それから、次のbの「調査票において、研究者(出向者、ポストドクター、無給の研究員等)について、どのように回答するよう指示しているか。報告者にとって回答しやすい記述となっているか」、こちらも変更内容ということではなく、統計委員会の席で御意見があったということで、関連事項と理解しておりますけれども、こちらにつきましては、研究活動に投入された人的資源を正確に把握するため、本調査では、他の組織へ出向している者を除いて、他の組織から受け入れている出向者を含んだ「従事者」という概念で研究者を把握しているところです。

したがいまして、調査対象となった組織が給料を払っているのか、払っていないかといった、有給か無給かといったところは基本的に問うてはおりません。この考え方は、他の経済統計における労働投入の考え方と同様でございますので、報告者は特段問題なく回答できていると考えているところでございます。

また、大学などで博士課程を修了した後、個人の立場として研究活動を行っている方もいらっしゃると承知をしているところでございますけれども、こういった方々についても、 組織として受け入れられている方は研究者としてきちんと把握をしているところでござい ます。

cの「医局員」の定義でございますが、こちらにつきましては、調査票上に別立てで聞いております「教員」とか「大学博士課程の在籍者」以外の方でありまして、医学部等に所属して大学附属病院及び関連施設で診療、研究、教育に従事している医者としておりま

す。

dの「医局員」と「その他の研究員」に分けるメリットは何かという論点、これは今回の変更の一番重要な観点かと思いますが、こちらにつきましては、文部科学省で実施している「大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」という調査がございますが、こちらの調査と本調査の調査項目を調整しました。文部科学省のフルタイムの調査の方で「医局員」と「その他の研究員」を 25 年度調査から分割をするのにあわせて、我々の調査の方も分割をするということでございます。

なお、20 年度に実施された同調査の報告書を拝見しますと、「医局員」と「その他の研究員」では、研究活動の実態が結構異なっているという認識がされているという記載がございまして、そういった意味でも、この2つの区分を分けて数値等を把握するということは、必要性が高いのではないかと考えております。

以上です。

廣松部会長 ありがとうございました。

それでは、この変更事項、研究者の内訳区分、特に「医局員」と「その他の研究員」を 分けるということに関しまして、御質問、御意見を頂きたいと思いますが、いかがでしょ うか。

これは特に「医局員」を特掲するということに関しては、文部科学省の方の調査においても、その活動がかなり異なるということから、今回、新たに区別をしてとるということにしたものでございます。これに関しては、フラスカチ・マニュアルでは特に具体的な記述はないということのようでございます。よろしいでしょうか。

川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 事務局から1点、特にbのところで、統計委員会にて御指摘のあった中で、研究者としてどこまでを範囲に含めるのかというところが分かりにくいのではないかという御指摘があったかと思います。今回の御回答としては、問題なく回答できているということかとは思うのですが、一方で、大学の関係者に聞いたら、回答にぶれがあったとのお話を前提に御意見をされているやにも聞いておりまして、その点をより正確にという御意見に対応するという意味では、考慮しないといけないのではと感じている次第でございます。調査票及び記入の手引きで等、この点、紛れのないような対応というところで、何かお考えになられていることがあれば、この場で御紹介いただければと思うのですが。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 統計委員会の場でも御意見を頂き、私どもの方としましては、特段、誤解なきよう回答いただけているのかなと思っているところではありますが、調査票の記入の仕方等の表現を、頂いた御意見の趣旨も踏まえまして、誤解なきよう、もう一度精査をしていきたいと思っております。

廣松部会長 大学の場合には、その点がかなり悩ましいところでもありますので、記入の手引き等で誤解がないよう、紛れがないように、丁寧に書き込んでいただくということを是非お願いしたいと思います。

ただ、資料4の7ページのbのところにございますとおり、少なくともここで捉えている研究関係業務に従事している者に関しては、他の経済統計における労働投入と同じ考え方にのっとっているということでございますので、なるべく誤解が生じないような形で記入の手引き等を丁寧に書いていただくということをお願いしたいと思います。

この「医局員」と「その他の研究員」を分ける、その部分に関してはいかがでしょうか。 特に御意見等ございませんか。

(「異議なし」と声あり)

廣松部会長 それでは、この点については、調査実施者の方の7ページにございますような回答で適当であると判断をしたということにさせていただきたいと思います。

さて、一応、これで調査事項の変更に関しては、御審議いただき、変更に関しては適当 であると御判断を頂きました。

ただ、2点、次回までに資料として出していただきたいということです。1つは、研究者の、具体的には、企業票でいきますと「研究関係従業者数」のところの他の国の調査の考え方、そしてどういう形の調査票が用いられているか、もしその実例があれば、それを出していただきたいということ、それから、2番目として、大学票のところで50ページのところですが、研究以外の業務に従事する従業者のうち「講義専門の非常勤教職員」の女性の割合をとる必要はないのかということに関して、ほかの調査の状況等も踏まえて、とることの是非を御判断いただいた上で、次回御提出いただければということにしたいと思います。

それでは、続きまして、集計事項の変更に関してでございます。

この件に関しまして、調査実施者の方から説明をお願いいたします。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 資料4の8ページ目を御覧ください。

集計事項に関しまして、国際比較の観点から、ほかに集計項目の見直しが必要なところはないのかという御質問でございますが、本調査で把握している調査項目に関する国際機関からの提供依頼があった場合には、既存の集計項目で対応しておりまして、現時点におきましては、ほかに見直すべき集計項目はないと考えております。

ただ、今後、新たな様式による提供依頼など、既存の集計で対応が困難なものがあった場合には、調査票情報の二次利用による特別集計といった対応も含めて検討していきたいと思っております。

廣松部会長 ありがとうございます。

当然のことながら、先ほど適当という御判断を頂きましたが、営業利益の部分を今回の計画では調査項目から削除いたしますので、集計表からはその部分は除くということになります。

今、資料4の8ページのところで回答いただいたわけですが、これと関連いたしまして、 統計委員会の委員の方から、国際比較の観点から、かなりこの調査に関しての御意見が出 ました。それを踏まえて、資料4の16ページ以降に参考として「OECDへのデータの提供 状況」等の資料を整えていただきました。

では、この部分に関して、特に国際比較の観点から追加説明をお願いできればと思います。

栗田総務省統計局統計調査部経済統計課課長 16 ページから何枚か参考資料を付けて ございますので、こちらをもとに御説明をさせていただきたいと思います。

まず、最初に申し上げたいのですが、フラスカチ・マニュアルの対応をいろいろ求められておりますけれども、御案内のとおり、フラスカチ・マニュアルは OECD でまとめたものでございまして、R & D 調査の国際標準ではございますが、OECD 加盟国はこのマニュアルに完全に準拠することを求められているということではなく、加盟国でも準拠状況には差があるということでございます。

我々の科学技術研究調査におきましては、我が国の制度ですとか、報告者の負担の軽減、それから、過去の結果との継続性を考慮しながら、可能な限りフラスカチ・マニュアルに対応できるものは対応するということで、本日御説明させていただいた事項もございますけれども、可能な限り準拠したいという姿勢で対応させていただいておりまして、2年前に御審議いただいたときにも、部会の先生方にも御理解を頂いたところだと記憶しております。

今日、ここにお付けしていますのも、2年前に一度部会で御紹介をさせていただいた資料を改めて説明することになってしまいますが、一部修正した部分もありますので、その 状況などについても御紹介をさせていただければと思います。

まず、16 ページの「OECD のデータ提供状況」でございますが、OECD からデータ提供依頼があった項目のうち、提供していないものだけを一覧にまとめてございます。全部で 40項目ございまして 17 ページまで 2 ページにわたって書いてございます。

項目としては大きく3つに分けて整理できまして、区分の方でいきますと「産業分類」及び「科学分野分類」にある21項目につきましては、分類の仕方が国際分類と国内分類が整合していないために、提供ができないといったものでございます。こちらにつきまして2年前に御紹介しましたときには、本調査だけではなくて、統計全体で対応する必要があるのではないかという御意見も頂いたところでございます。

それから、その下の「『外国』区分の内訳」から 16 ページの一番下の「年齢階級」までの 8 項目につきましては、マニュアルに準拠していないので提供していないものでございまして、科学技術研究調査の方で対応を主体的に検討が可能な項目と考えております。

具体的には、「『外国』区分の内訳」につきましては、先ほど御審議を頂きまして、今まで1区分しか取っていなかったものを3つに分けるという形で対応させていただくものでございます。

「公的一般大学資金」につきましては、また後日の審議になろうかと思いますが、GUF (公的一般大学資金)の把握について御紹介をさせていただければと思っております。

「従業員階級」につきましては、こちらは従前対応していなかったのですけれども、24

年調査以降は対応をしているということで、本来であれば、もうこの一覧から落としてもいいのですけれども、2年前の一覧表に載せておりましたので、対比が分かるように入れ込んでいるものでございます。

その次の女性研究関係従業者数の「FTE」(専従換算値)、それから「年齢階級」のところが、対応ができていないという状況になっております。

それから、裏面にお移りいただきまして、17ページですけれども、こちらの項目については、元々フラスカチ・マニュアルにおいて推奨が特にされていないということですので、まず推奨されているデータを優先的に検討しているということでございます。

それから、その次の 18 ページ目でございますが、こちらは OECD のデータベースにどういったデータが公表されているかを、主要な 6 か国の状況を我々の方で調べまして表にしたものでございます。こちらも 2 年前の部会で一度お示しをしましたが、その後、時点が新しい情報に差し替えまして、表を今一度整理し直しております。

主要なデータということで、研究者数のデータの実数の公表状況について、「企業部門」、「政府部門」、「高等教育部門」、「民間非営利部門」の区分ごとに、それぞれアメリカ、カナダ、イギリス、フランス、ドイツ、日本でどのような対応状況になっているかを ×で整理しております。御覧いただきますと、日本はかなりほかの国と比べても公表しているということがお分かりいただけるかと思います。アメリカ、カナダなどは、なかなかどれも出せていないという状況でございます。

それから、19ページ目が、同じく研究者の数字ですけれども、研究関係従事者数の専従 換算値まで出しているかどうかを、同じ区分と、それから同じ国で比較をいたしました。

日本は内訳がなかなか出せておらず、「高等教育部門」の方は出ておりますけれども、 内訳のところは×印になっているところでございます。この項目につきましては、ドイツ が比較的、一番出しているということで、アメリカは全く出しておりませんし、それ以外 の国も余り出せていないという状況です。

それから、20ページ目につきましては、研究費のデータでございます。こちらにつきましては、同じように日本は6か国の中でもかなり出しているということが御覧いただけるかと思います。

廣松部会長 ありがとうございました。

先ほど御紹介いたしましたとおり、この点に関しては、統計委員会の場で委員の方から 御意見が出たものですから、調査実施者の方にこういう形の提供状況の資料を作成してい ただいたものでございます。

この点に関しまして、何か御質問はございますか。

委員会の席上では、16ページの産業分類に関して、分類そのものがうまく合わないところがあって、一部、日本で×あるいは になっているところがある。この点に関して御指摘があったわけですが、ただ、そのためにはかなり大きな分類そのもののコンバーターが必要になることもありまして、今のところ十分対応できていないということであろうと思

います。

ほかに何か御意見、御質問はございますか。

家専門委員 全体に話が戻って恐縮なのですけれども、私、先ほどの専従換算のことで誤解をしていたかもしれないので、質問させていただきたいのですけれども、この調査票の割合の案分のところは、実際に研究関係業務に従事した割合と書いてあるのですね。例えば、研究を兼務する者について、私は、実数があって、研究に従事している割合を書くものだと思っていたのですけれども、そうではなくて、この調査票では研究関係業務を書けと書いてあるのですね。だから、例えば、50%研究をやっていて、残りの50%を研究事務をやっていても、100%と書けということと理解してよるしいのでしょうか。あるいはその研究関係業務というものの定義はどこかにありますか。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 これは記入上の注意に「研究関係業務」として説明しております。

家専門委員 今日の資料にはございますか。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 今日お示ししている資料にはないのですが。

廣松部会長 では、次回、その部分に関する資料も提出をお願いします。

家専門委員 短い定義でしたら、読んでいただければと思うのですが。

山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 この調査でいう『研究関係業務』とは、研究者による研究活動のほか、庶務・会計の事務など研究活動を支えるために必要なあらゆる関連業務をいいます。

家専門委員 そうですか。そうすると、そこから除外されるものというのは教育ですか。 山本総務省統計局統計調査部経済統計課課長補佐 はい。

北村委員 研究関連業務というときに、教育の議論もすることはありますよね。

家専門委員 ありますね。いや、そこは微妙なのですけれども、だから、文部科学省はFTE36%とかやっているのだと思うのですが。そういうことなのですね。いや、私が誤解していたようです。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 この関係で先ほどの説明を1点訂正させていただきたいところがあるのですけれども、ここで、例えば「研究者」に該当する人が、何か技能者みたいな形で、ここで出ている複数の区分で従事していた場合の取扱いなのですが、按分の方はそれぞれのところに書き込むことになります。ですから、例えば「研究兼務者」が技能者と両方やっていた場合なのですけれども、業務の割合が半々でしたらば、案分値の方はそれぞれ0.5ずつ計上しまして、頭数はそれぞれ1個ずつ計上することになります。

家専門委員 頭数はダブルカウントするのですか。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 ダブルカウントになるかと思います。 家専門委員 そうですか。 川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 済みません。口頭で説明されても分からないので、整理していただいた方がよろしいかと思うのですが。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 そうですね。整理します。

川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 そこは回答する側に徹底しないと、随分回答がしにくいのではないかと思います。

北村委員 ダブルカウントしないと、例えば、50%、50%だったら、0.5 と 0.5 となると思うのですけれども、そうではなくて、1、1と入れるということですか。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 実数のところはということですね。

家専門委員 次回にでも整理していただければ、ありがたいですが。

川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 具体的にどういった形で数字が入るのかというのも整理した方がよいかと思います。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 再度その辺を確認して御提示いたします。 川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 調査票の形で数値を入れれば、 多分すぐ分かるのではないかと。

松本総務省統計局統計調査部経済統計課係長 ダブルカウントの件についても、確認いたします。

廣松部会長 その部分は一番重要な点だろうと思いますので、次回、そこをまとめて明確になるような形で資料を御提示いただければと思います。

さて、もう時間が来てしまいましたので、本日はここまでにさせていただきます。すなわち、資料3の「審査メモ」で申しますと「1 調査計画の変更について」の4ページの「(2)集計事項」まででございます。

次回に「2 前回答申時(平成24年1月20日付け府統委第5号)における今後の課題への対応」以降の部分に関して御審議をお願いしたいと思います。

それから、先ほど申し上げました追加資料に関しても、調査実施者の方に御準備いただけますようお願いを申し上げます。

今までの段階で何か、全体を通しまして、御意見あるいは御質問等はございますか。よるしいでしょうか。

それでは、最後に、皆様方にお願いでございますが、本日の議論につきましては、後ほどお気付きの点等がございましたら、時間が短くて恐縮でございますが、11月13日水曜日まででございますが、事務局に電子メール等で御連絡を頂ければと思います。

それでは、次回の部会日程等について、事務局から連絡をお願いします。

川原総務省政策統括官(統計基準担当)付副統計審査官 次回の部会でございますが、 11月28日木曜日15時から、場所でございますが、新宿区若松町の総務省第2庁舎、統計 局のある庁舎の6階特別会議室において開催することを予定してございます。

部会長からお話がございましたとおり、お気付きの点、また、次回の部会において必要な資料等ございましたら、準備の都合もあって短い期間で恐縮でございますが、11 月 13

日までに当方まで御連絡を頂ければと思います。

本日の配布資料につきましては、次回以降の部会においても審議資料として利用いたしますので、忘れずにお持ちいただければと思います。

なお、委員及び専門委員の方におかれましては、もしお荷物になるようでしたら、席上に置いていただければ、事務局において保管の上、次回部会において席上にお配りを致します。以上でございます。

廣松部会長 それでは、本日は、長時間にわたって熱心な御審議、どうもありがとうございました。本日の部会はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。